

宮古島市地域防災計画

(令和5年度修正)

宮古島市防災会議

第2部 災害予防計画

- 第1章 災害予防計画（地震・津波編）
- 第2章 災害予防計画（風水害等編）

第5款 要配慮者の安全確保計画

（実施主体：市[福祉部等、市教育委員会]、県、沖縄総合事務局）

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平常時から地域において、要配慮者の支援体制を整備しておくことが重要である。特に、避難行動要支援者については避難行動要支援者名簿の活用を図り、個別避難計画の作成を推進するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておくことが必要である。

ア 市防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定める。

特に、津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等については、災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記し、警戒区域内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

イ 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

ウ 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

エ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

オ 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努める。

カ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 在宅で介護を必要とする市民の安全確保

心身に障がいを有する者（児童を含む。以下同じ。）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、安全確保における困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

ア 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するように努める。

第2部 災害予防計画 第1章 災害予防計画（地震・津波編）

また、避難行動要支援者の名簿情報について、本人の同意を得ることにより、または、市条例の定めにより、市計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者の個別計画の作成を推進する。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画の作成に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（令和3年5月改定・内閣府（防災担当））に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用に支障が生じないように、これら情報の適切な管理に努める。

また、市防災計画には以下の事項を定める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○避難支援を行う関係者の範囲○避難行動要支援者の対象範囲○避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法○避難行動要支援者の名簿の更新要領○避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置○要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項○避難支援者の安全確保対策 |
|--|

イ デジタル技術の活用

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

ウ 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(7) 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておく。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

(イ) 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から準備する。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力する。

エ 緊急通報システムの整備

- ・災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

ア 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努める。

イ 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 市長は、市に居住する要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうるものであることから、市は状況把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

避難行動要支援者の対象範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 身体障害者手帳1・2級（肢体不自由、視覚、聴覚）を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
 - (イ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
 - (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者
 - (エ) 難病患者（腎臓機能障害、呼吸機能障害があり、入院していない者）
 - (オ) 要介護認定3～5を受けている者
 - (カ) 自立支援医療費受給者（精神通院）
 - (キ) 第1次計画の災害時要援護者名簿に登録されている者
- 上記(ア)～(キ)のいずれかに加え、かつ下記①～③のいずれかに該当する者。
- ① 生活基盤が自宅にあること。
 - ② 近隣に家族等支援者がいないこと
 - ③ その他、本人や家族、地域住民が支援を必要と考えた者

イ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所及び居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 市長は、アの避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

エ 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、アの避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。

オ 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、宮古島警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供する。

ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

カ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、オの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

キ 市長は、オ又はカにより名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ク オ又はカにより名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ケ 避難支援者の安全確保対策

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置について、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体での話し合い、ルールや計画作りを進める。

参考資料 2-6 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧
参考資料 7-18 避難行動要支援者名簿（様式）

(5) 個別避難計画の作成

市は、自治会組織、自主防災組織、民生委員児童委員等に個別計画の作成を依頼し、説明会の開催等により作成を促進する。

自治会組織は、自主防災組織、民生委員児童委員等の協力を得て避難行動要支援者ごとの個別の支援計画（個別計画）の作成に努める。作成に当たっては、避難行動要支援者の状態、災害の危険度、孤立化等を考慮して支援の優先度を検討し、効果的に進める。

個別計画が未整備の避難行動要支援者については、市職員と民生委員児童委員等が連携して安否確認等を円滑に実施する体制を確保するものとし、要支援者ごとの担当者や実施要領を整備する。

また、個別計画は災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

(6) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(7) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。